

2004年2月 2日  
(平成16年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横尾裕夫

藤沢市民病院地域医療支援にかかる患者紹介予約受付業務について新たにコンピュータ処理を行うことについて（答申）

2004年（平成16年）1月26日付けで諮問（第127号）された、藤沢市民病院地域医療支援にかかる患者紹介予約受付業務について、新たにコンピュータ処理を行うことについて、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例第16条の規定によるコンピュータ処理の必要性があると認める。

## 2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ処理の必要性及び安全対策は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

ア 藤沢市民病院では、開院時から地域医療機関との連携と機能分担による病院運営を行ってきており、平成12年4月には医療法（昭和23年法律第205号）に基づく地域医療支援病院として承認された。

地域医療支援病院制度は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備えること等により、都道府県知事が承認するものである。承認による地域医療機能の有効利用が図れるとともに、地域医療の質的向上による地域医療の活性化と地域医療機関相互の信頼関係の確立が図れることになる。

イ 本院では、各医療機関からの紹介患者について、紹介元の医療機関からフ

アクセスによる予約システム（以下「地域医療連携システム」という。）を取り入れているが、現在、地域医療機関のIT活用が進み、地域医療連携システムにインターネットを利用し、事務の簡素化をしたい旨の要望が多くなっている。地域医療連携を進めるにあたって、インターネットを利用したシステムを構築する必要がある。

(2) コンピュータ処理の必要性及び安全対策について

ア 本システムにインターネットを利用することにより、地域医療機関からの患者紹介予約がより簡便となり、その結果、地域医療支援病院としての藤沢市民病院と地域医療機関との緊密な連携が促進され、患者サービスの向上に結びつくものであることから、コンピュータ処理をする必要がある。なお、コンピュータにより蓄積する個人情報の範囲については、別紙のとおりである。

イ 安全対策としては、システムの運営管理規程を定めるとともに、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し、本業務における個人情報の保護及び安全対策を図る。また、ID、パスワードを設定し、地域医療連携担当者だけに操作権限を付与する、職員が不在になるときは、施錠をするなどセキュリティ対策を講じる。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理の必要性

地域医療連携システムにインターネットを利用することにより、地域医療機関からの紹介患者の予約申し込みが簡便となり、その結果、地域医療支援病院としての藤沢市民病院と地域医療機関との緊密な連携が促進され、患者サービスの向上に結びつくものであることから、コンピュータ処理をする必要性は認められる。

(2) 安全対策

本業務の処理に当たっては、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及びこのシステムの運営管理規程を遵守し処理するため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上

(別紙)

コンピュータにより蓄積する個人情報範囲

主保険情報（保険者番号、記号番号、本人及び家族種別）、併用保険情報（負担者番号、受給者番号、種別）、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、連絡先名称及び電話番号、主訴及び傷病名、紹介目的、既往歴及び家族歴、症状経過及び検査結果、治療経過、手術の既往歴・手術名、異常の見られる臨床所見、感染症の有無、生理開始予定日